

草津看護専門学校学則（「卒業認定基準」関係抜粋）
学則第25条で「卒業の基準及び認定」を明記している。（学生便覧を入学時に配布）

～（前略）～

第5章 卒業の認定

（卒業）

第25条 校長は、第3条に規定する期間を在学し、在学期間に出席すべき全日数の3分の2の日数を出席した者で、全授業科目の単位を修得した者に運営会議の議を経て卒業を認定する。

（専門士の称号）

第26条 校長は、学校の課程を修了した者に、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

（卒業証書の授与）

第27条 校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。

～（後略）～